

第43回宮城県産業振興審議会

日 時 令和2年1月29日(水)
午後2時から4時まで
場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

第43回宮城県産業振興審議会 議事録

開会

富県宮城推進室 橋本副参事

それでは定刻となりましたので、ただいまから、第43回宮城県産業振興審議会を開会させていただきます。

2 あいさつ

富県宮城推進室 橋本副参事

開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部長の鈴木よりご挨拶を申し上げます。

経済商工観光部 鈴木部長

皆さんこんにちは。経済商工観光部長の鈴木でございます。

本日は足元の悪い中、宮城県産業振興審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会でございますけれども、議事の(1)、(2)ということで、農業と水産業の計画の策定についてお示しさせていただきたいと考えております。

この2つの計画につきましては、現在、総合計画審議会で審議されております、新しい長期総合計画、新宮城の将来ビジョンの農業分野、水産分野の個別計画に当たるものでございまして、令和2年度に現在の計画期間が終了するため、新たな計画の策定を行うというものであります。

計画の策定に当たりましては、これまでの取り組みの総括、あるいは見直しのポイント等を説明させていただいた上で、計画の視点や方向性等につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

この2つの計画のスケジュールにつきましては、本審議会の部会でございます農業部会、水産林業部会におきまして、骨子案、中間案についてご審議いただき、パブリックコメントの実施を経まして、11月下旬には最終案の審議を行い、12月には、知事へ答申を行うというスケジュールを考えてございます。

1年間という長きにわたる作業になるわけでございますけれども、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

また、次回の審議会では、第5期みやぎ観光戦略プランの策定について諮問させていただく予定としておりまして、本日はそれに先んじまして、観光振興財源検討会議からの答申内容につきましても、ご報告させていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、新たな計画の策定に向けまして、それぞれの専門的なお立場からの忌憚のないご意見、ご提案を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

富県宮城推進室 橋本副参事

大変恐縮ですが、鈴木部長につきましては、所用によりここで退席とさせていただきます。それでは、議事に入る前に定足数についてご報告をいたします。

本審議会の定足数は半数以上となっておりますが、本日は委員 20 名に対しまして、12 名のご出席をいただいております。

産業振興審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は、有効に成立していることをご報告いたします。

なお、青木孝文委員、岡田秀二委員、郷右近秀俊委員、関美織委員、高橋知子委員、高橋順子委員、早坂具美子委員、水野暢大委員の 8 名の委員から、本日は所用等によりご欠席という報告をいただいているところでございます。

次に、会議の公開でございます。

本審議会は、平成 12 年度の第 1 回の会議におきまして、公開すると決定をしているところでございます。今回も公開として進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に移らせていただきます。

本日の議事は、次第に記載のとおり、2 件となっております。

ここからの議事進行につきましては、産業振興審議会条例第 5 条の規定に基づきまして、内田会長にお願いしたいと存じます。

それでは内田会長どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事

内田会長

皆さん今日は暴風雨のような大変な天気の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。今日は今お話ございましたように、宮城県で一番大事なものと思っております農林水産関係の議論でございます。

大変貴重なご意見を期待しておりますので、皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速、始めさせていただきたいと思っておりますが、議事の(1)第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について、事務局から願ひします。

富県宮城推進室 大森室長

それでは、第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について、産業振興審議会に諮問をさせていただきます。

佐藤農政部長から内田会長に諮問書をお渡しいたします。

(佐藤農政部長から内田会長に諮問書を手渡し。)

農政部長 佐藤部長

みやぎ食と農の県民条例第 8 条第 1 項による基本計画の第 3 期計画を策定するに当たって、本計画に定める事項に関して検討いただくとともに、本計画の策定案について答申していただくようよろしくお願いします。

内田会長

それでは、ここで佐藤農政部長から一言あいさつをお願いします。

佐藤農政部長

農政部長の佐藤でございます。

本日はご多用中の中、また、お足元が悪い中ご出席いただき、ありがとうございます。

先ほど、第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について、産業振興審議会内田会長に対して、知事名で諮問させていただきました。

委員の皆様には本日より 1 年という長い期間になりますが、第 3 期計画の策定について、計画の目標や目標に向けた方向性、施策、取組、推進手段についてご検討、ご審議賜りますようよろしくお願いします。

本県の農業について、ここ 10 年で農業人口が 3 割ほど減少しております。一方で産出額は東日本大震災の影響、被害はございましたけれども、ここ 10 年で見ると、東日本大震災の影響から回復して、1 割ほど産出額としては上昇しております。

ただ、本県の産出額について分野別、品目別に見ていくと、米、畜産分野に関しては 700 億円から 800 億円で推移しておりますが、野菜や果樹などの園芸につきましてはその半分程度の 300 億円を上回る程度となっております。

これから、我が県の農業産出額を増大させて農業所得を向上させるためには、収益性が高く、需要も高い園芸作物に力を入れて、更に伸ばしていくことが必要だと考えております。

そのためには、加工分野などの 2 次産業の企業と一緒に付加価値をつけて販売するという事が非常に重要ですので、2 次産業との連携についても力を入れていきたいと考えております。

また、一方で人口減少社会の中で、更に担い手が減少していくという^{すうせい}趨勢はやむを得ないと考えておりますが、その中でも農業産出額を増大させていく、維持していくことを考えると、人手が少なくて済む省力的な形で取り組んでいくことが必要だと思っております。IoT やロボット化など農業分野でもアグリテックに関する取組が盛んに行われ始めておりますので、それを更に発展させて、農業産出額の増大、農業所得の向上につなげていきたいと考えております。

農村地域については、人口減少が進んでいく中で農村地域を守っていくということも、農業を維持していくうえでは非常に重要な観点だと考えております。そのため、農産物や畜産物だけではなく、様々な地域資源を活用しながら、地域で生業を創出していくことや交流機

会の拡大，関係人口の創出などにより，地域政策を進めていくことも重要と考えております。

本日の会議では第3期計画について，これまでの実績の検証結果と現時点での検討内容のほか農業団体からの聞き取り調査等を踏まえて，次期計画の方向性や視点，目指す方向などを説明させていただきたいと考えております。委員の皆様には専門的な立場から忌憚のない意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

内田会長

どうもありがとうございました。

ただいま佐藤部長から，第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定について，諮問書をいただきました。

産業振興審議会全体及び農業部会での審議を経て，知事に答申を行うこととなりますので，活発なご審議をお願いいたします。

それでは，事務局から諮問内容等について説明をお願いいたします。

農業政策室 高澤室長

農業政策室の高澤と申します。それでは，議題（1）第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定についてご説明をいたします。

まず，資料の確認でございますけれども，お手元の資料のうち，農業の「農」と書いてある資料をお取りいただきたいと思っております。資料の内訳といたしましては，先ほど事務局からもありましたが，7種類ございまして，資料1につきましては，「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」策定についての資料がございます。資料2としましては同計画の実績の検証と次期計画の方向性というA3判の資料がございます。資料の3といたしましては，同計画の策定の視点ということでA3判の資料がございます。また，参考資料1として同計画の農業農村の見通し及び目標の進捗状況についてA4判の資料。参考資料の2といたしまして，第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進指標の進捗状況としてA3判縦の資料がございます。このほか，附属資料として参考資料3の用語集と緑色の冊子，第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の概要版を配らせていただいております。

それでは資料1，A4判縦の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」策定について，説明させていただきたいと思っております。1の趣旨でございますけれども，みやぎ食と農の県民条例基本計画は，真ん中にある四角の囲みのとおり，みやぎ食と農の県民条例に掲げる4つの基本理念ということで，1安全で安心な食料の安定供給，2農業の持続的発展，3多面的機能の発揮，4農村の総合的な振興の実現のため，農業農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定することとしております。第1期計画につきましては，平成13年10月に，平成13年度から22年度までの10ヵ年間で計画として，第1期を策定しております。18年3月には中間見直しを実施しております。現計画でございます第2期計画につきましては，平成23年3月に平成23年度から令和2年度までの10ヵ年間で計画期

間としておりまして、平成 28 年 3 月に中間見直しを実施しております。

今回の審議会につきましては、令和 3 年度を初めといたします、第 3 期計画の策定についてご審議をいただきたいと考えております。この計画につきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 ヶ年の計画となるということでございます。今回ご審議いただく、第 3 期計画につきましては、国でも食料・農業・農村基本計画を令和元年度に検討しておりまして、策定予定ということでございますので、その状況を参考にしながら、また、令和 2 年度策定予定の県の上位計画でございます次期総合計画の検討状況も踏まえながら、今年度から検討を始めて、来年度末の令和 3 年 3 月に計画を策定するという予定となっております。

2 の次期計画の概要のうち、検討の進め方につきましては、本日審議会において、会長に諮問させていただいております。本審議会では、本日を含め計 4 回の会議でご審議をいただき、さらに、農業部会においても 4 回検討をいただくこととしております。知事への答申については 12 月にいただきたいと考えております。 にございますけれども、計画の策定に当たっては、農業関係団体や農業者等からの意見を聴取しながら、庁内においても部内各課の技術補佐で構成する庁内組織で検討を行い、審議会と農業部会での検討を経て素案を作成して参りたいと考えております。

続いて(4)になりますけれども、基本計画には条例の第 8 条第 2 項の関係にありますとおり、定める事項というものが規定されておりまして、 といたしまして国内自給率向上に向けた県内農産物の生産目標、農地の確保についての目標面積、農業農村に関する主要な目標、 といたしまして の目標達成に向けた主要な方策及び施策、 としてその他農業農村の振興のために必要な事項ということで定める事項が規定されております。

なお、資料の一番後ろに参考資料として、第 2 期計画の概要版を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続いて資料 1 の裏面になりますが、概ねのスケジュールについて記載しておりまして、本日、諮問をさせていただきましたが、産業振興審議会につきましては今後、6 月、8 月、11 月の計 3 回の開催を計画しております。また、農業部会につきましては、2 月から始まりまして、4 月、7 月 11 月の計 4 回の開催を予定しております。最終的には、12 月に知事に答申をいただき、2 月には県議会に議案の提出を行い、令和 2 年度内の計画策定を予定しております。

続いて資料 2 といたしまして、現計画であります第 2 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の実績の検証と次期計画への方向性の資料をご説明させていただきたいと思います。A 3 判横の資料ですが、資料の左端の欄は 1 から 4 の基本項目と、それにぶら下がっている 15 の施策ということで記載をしております。

基本項目は、1 ページの左に縦書きで「消費者が求める安全安心な食料の安定供給」、2 ページにかけまして「マーケットインによる競争力と個性ある農業の持続的な発展」、3 ページになりますが「農業農村の多面的機能の発揮」、最後になりますが「農村の活性化に向けた総合的な振興」という四つの柱で、現計画が進んでおります。再度 1 ページに

お戻りをいただきまして、基本項目の右の欄の施策につきましては、施策1 農畜産物の安全確保の推進から、その下の施策3 競争力のあるアグリビジネス経営体の加速化など、3ページまで合計すると15の施策で構成されているということでございます。その右の欄には、現計画の第2期基本計画の評価欄ということで、第2期計画の、42の推進指標と、最新の数字と捉えております昨年の8月時点の数字で、推進指標の達成状況を記載しております。計画年度につきましては、来年度の令和2年度までが第2期計画の期間ということになっておりますので、例えば、推進指標の アグリビジネス経営体販売金額ですとか、大規模土地利用型農業法人（100ヘクタール規模）等については、すでに達成状況が100%を超えているものもありますけれども、その他に100%に達していないというものもございますので、残された期間、令和2年度末までということになりますが、さらに取り組みを進めて参りたいというように考えております。

中ほどの欄の取り組みの状況につきましては、第2期計画の43の取り組みを記載しております。その右の欄、第2期計画の主な検証内容と継続的に必要な視点を記載しております。第2期計画のこれまでの施策や推進指標、取り組みを検証した内容を記載しております。今後も継続的に必要と考える視点については、特に太字で記載をしているということでございます。例えば適正な衛生管理の徹底などを書いてございますし、その下の、農業農村に関する県民理解の醸成、1ページ目の一番下には、生産基盤の整備や担い手への集積、集約化などを挙げているということでございます。

その右の欄になりますけれども、食と農を取り巻く情勢については、事務局で考えられるもの、情勢の変化の中で特にというものを記載してございまして、重大な家畜伝染病の多発と侵入の危機というようなものなど3ページまで記載をしております。

さらに、その右側に次期計画へ反映すべき主な取り組み・視点ということで、情勢の変化なども含めて、次期計画へ反映すべき主な取り組み新たな視点ということで記載をしております。ポイントとなるものを太字で記載しております。例えば1ページの中程にございます、多様な働き手の確保育成、次代の担い手への円滑な経営継承、あと2ページにあります、スマート農業技術の導入・拡大による生産の効率化などというようなものを挙げております。

参考資料の1としましてA4判縦、下に棒グラフのある資料でございますが、第2期食と農の県民条例基本計画、農業農村の見通し及び目標の進捗状況に関して表をつけてございまして、こちらの農業の担い手・農地については第2期計画策定当時の見通しとほぼ同じように、若干減少傾向にあるということでございます。先ほど部長の挨拶にもありました、下段の、農業産出額につきましては、目標年である令和2年になりますが、2,015億に対しまして、平成30年時点で1,939億円ということでございます。

震災以降、下がっておりますけれども、現時点で、震災前の数値を上回り、残り2年で目標数値を達成できるように各種施策について取り組んで参りたいというふうに考えております。

参考資料 2 につきましては、第 2 期みやぎ食と農の県民条例基本計画推進指標の進捗状況ということでございます。先ほど資料 2 の方で、実施推進指標の達成状況をパーセントで説明をさせていただきましたが、参考資料 2 の方には、目標数値と現在値の実績値、数値そのものなどを詳しく記載をしておりますので、再度ご確認をいただければと思います。

続いて A 3 判のカラー刷りの資料 3、第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の策定に当たっての視点ということで、こちらは、先ほど説明しました資料 2 を簡潔に取りまとめたものということでございまして、第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の視点ということになります。左側の黄色い四角につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが県民条例に掲げる 4 つの目標ということで、これらの目標を実現していくために、第 2 期計画では 4 つの基本項目と 15 の施策を挙げているということでございます。

中央の食と農を取り巻く情勢については、先ほどの資料 2 の中から主なものを掲載しております。のところに記載しておりますけれども、総人口の減少、農家数の減少、高齢化というものをグラフで掲載しております。本県の人口につきましては 2003 年の 237 万人をピークに減少傾向が続いております、2018 年の推計人口は 231 万人となっているということで、農家数につきましては 1995 年では、9 万 3,344 戸あったものが、2015 年では 5 万 2,350 戸まで減少しているということでございまして、60 歳以上の基幹的農業従事者の割合は、1995 年当時 52% だったものが、2015 年には 8 割を超えて 81% ということになっており、農家数の減少と高齢化が進んでいるということでございます。農地の大区画化、大規模経営体の出現につきましては、特に、震災を受けまして沿岸部を中心に、東日本大震災の復興の取り組みなどにより、50 アール以上の大きな区画でのほ場整備率が、震災前の 2008 年の 24% から、2018 年では 32% まで増加しているということです。3 分の 1 が 50 アール以上の大規模ほ場ということになっており、これは、全国でもトップクラスということになっております。合わせて経営面積 50 ヘクタール以上の大規模経営体数につきましても 2005 年の 26 経営体から、2015 年度 180 経営体まで増加しており、水田を初めとした農地の大区画化と大規模な経営体がかかなり増えてきている状況にあるということでございます。食の外部化の進行でございますが、中食・惣菜とか、そのようなものを含めて、調理食品支出額が 2008 年と 2018 年を比較しまして、10 年間で全国的に見ても 125%、仙台市でも、117% と増加しており、食の外部化が進行しているということでございます。気候変動リスクの増大ということでございますが、気象庁によると仙台の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、10 年当たり 0.24 上昇しており真夏日の年間日数も 10 年当たり、0.9 日の割合で増加しているということです。集落機能の低下につきましては、総務省、国土交通省のデータによりまして、東北地方の過疎地域の集落における 65 歳以上の人口が 50% 以上の集落の割合が年々増加傾向にあるということでございます。

これらの情勢と現計画の検証を踏まえまして、第 3 期計画の視点と目指すべき方向として(1)から(7)までをポイントとして挙げております。このポイントについて説明をさせていただきますが、まず右上の青の囲みですが農業の持続的な発展のうち、多様な働き手の確

保と次代の担い手への円滑な経営継承については、これまで民間企業のノウハウを活用し支援機関が連携して、担い手育成に取り組んできた結果、本県の大規模な農業法人は着実に増加しているということをごさいます。震災後に新しく設立されました大規模な法人や組織再編によりまして、今までにない規模で組織が出ているということ、農業においても雇用人材を抱える組織形態となっているということをごさいます。今後は、外国人の方とか、障害者の方なども含めた多様な担い手を確保する必要があるということをごさいます。その下のスマート農業技術の導入・拡大による生産の効率化については、これまでスマート農業の普及啓発のための実証や研修会を開催してきた結果、ロボットや収量コンバインなど自動化されたものの導入が進んでいるということ、今後の農業の労働力不足を背景に、経験の少ない若者などが、農業の担い手として入ってくる場合に、早期にベテランと遜色のない農業を実現できる、スマート農業が不可欠であるということをごさいます。併せて、本県は大区画のほ場整備が進んでおりまして、スマート農業を導入しやすい環境もあるということ、さらなる普及拡大が必要であるということをごさいます。(3)食品製造業者と農業者の連携強化については東日本大震災により失った販路を回復するため、これまで商品づくりや商談会など販売までの総合的な支援を実施しておりまして、食品産業の製造品出荷額は着実に増加しているということをごさいます。先ほども説明しましたように食の外部化も進行しているということ、県内農畜産物の販売強化と併せて、食品製造業者と農業者の連携強化が必要と考えてごさいます。生産の効率を高めながら、食品に価値を含ませていく、バリューチェーンを強固にしていくというような仕組みづくりが重要ということ(3)を挙げております。(4)につきましては温暖化に対応した農業技術の展開ということで、気候変動にも対応できるような、農業でも技術の転換が必要であるということと考えております。下段に行きまして、オレンジ色の囲みの中の、(5)気候変動・自然災害に対応した農業・農村の強じん化については、近年の異常気象によって、国民の生命財産を脅かすようなことが起こっているということ、農業・農村の防災機能を高めていくというような、農業・農村の強じん化施策が必要であるという視点を書いております。(6)交流機会を活用した関係人口の創出と農村活性化人材の確保・育成については、高齢化や農業を行っていない方の割合が多くなっているというようなことも含めて、農業・農村の環境・景観の保全が厳しくなっているということ、交流機会を多く設けることで、地域に多様に関わる関係人口を創り出していくことが重要だということと、合わせて、地域をコーディネートするような、農村活性化人材というような形で、活性化が必要だということをごさいます。最後に、地域資源を活用した多様ななりわいの創出と集落機能の維持ということをごさいます。こちらは、農産物直売所などの売り上げが着実に増加しておりますけれども、これらの集落機能が低下した場合、多面的機能の発揮が十分に行われず、農村の持つ機能の停滞、文化・伝統等の衰退を招き、国民の暮らしや国土の保全に影響を及ぼすということ、今後は、地域の特色を生かした、魅力的な商品開発や地域資源の有効活用を支援することで、地域のなりわいを作っていくにはいけないということをごさいます。

つの視点を記載しております。

長くなりましたが、あくまでも暫定的な視点ということで挙げさせていただいておりますけれども、審議会の皆様から、ご意見をいただいて再整理していきたいと考えておりますので、記載以外の視点も含めてご意見をよろしくお願ひしたいと思います。併せて県の将来ビジョン、SDGsの推進等も踏まえながら作成をしていきたいと思ひます。

以上で、長くなりましたが説明を終わりたいと思ひます。

内田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、説明内容や資料について、皆様からご質問やご意見をお伺ひしたいと思います。

マイクをお持ちしますので、ご意見がある場合は挙手の上ご発言をお願いします。

質疑応答で15分から20分程度ということをお願いいたします。

松木委員

みやぎ生協の松木です。第2期計画の基本項目2の施策6水田フル活用の中に、水稻の直まきというふうに載っておりますが、自分の実家は農家で、近所にそういうことをしている方を、まず見たことがないので、どんなメリットがあって、この基本項目には個性のある農業の持続的な発展というふうに書いてあるので、直まきをすることで、これまでの普通に育苗してハウスに入れて植えていくという流れよりも、何が良くてお勧めになるのかなと、教えていただきたいと思ひます。

農政部 佐藤部長

水稻の栽培に当たって、一番労働時間がかかるのが、やっぱり育苗のところになります。あとはかなり機械化が進んでいて、非常に省力的になっていて少ない時間で生産ができるようになっておりますが、その育苗というところが、100ヘクタール規模の大きな水田農業を経営する企業体的な法人や農業集落みたいなものができてきたときに、やはりどこが一番コストというか、労働時間が削られるか、というところの観点から、育苗を直まき・直播することによって、育苗ハウスを作るなどの投資も抑えられますので、そういうところを、宮城は増やしていきたいということで、こういった目標設定にしているところでございます。

高橋（昌）委員

産電工業の高橋と申します。先ほどのこの青い紙のご説明の時に、(1)の多様な働き手の確保と次代の担い手への円滑な経営継承の中で、どうしても大規模な法人が増えていまして、それから外国人も確保しなくちゃいけない、ロボットもというお話がありました。今

までの家族での農業のあり方というのが、決して悪いと私自身思っていないくて、高齢化が進む中で、そういう人たちが農業を、好んでやっていくための施策なども考えなくちゃいけないのかなと個人的には思っています。

確かに、農業を息子が継がないということで、田んぼも耕すことができないから、何とか利用できないかということで、逆に太陽光の設備とかを提案させてもらって、いろいろやっているのが、現実ですけども。よく考えたら、息子さんとか家族の方が農業を続けられるようなやり方ですかね、指導というのか、その周りで直販するような仕組みを作ってあげるとか、そういうのも考えてもいいのではないかなと思ったのですが、その辺いかがですか。

農政部 佐藤部長

ご指摘ありがとうございます。委員の方からお話あった多様な働き手の確保というところと言うと、先ほど、どちらかという大規模な法人が出ています、ということでここ 10 年のトレンドとしてはご説明しましたが、まだ、宮城の農業は家族農業が当然中心になってございます。

従って大規模な法人経営体みたいなものも、うまく経営が出来るように支援することも大事だと思っておりますけれども、今、ご指摘のあったような家族農業についても、きちんと継続していける農業を担っていこうという意思のある方を、しっかり支えていくのは非常に大事な観点だと考えております。そのための施策、これからまた具体的に施策の中身を書いていきますけども、やはり、大規模な法人だけではなくて、家族農業であっても、ある程度、収益性を上げていかないと、なかなか農業を続けていくというのは難しい、かつ、労働時間を少しでも少なくして、逆に言うと一番下に(7)で書いてあるような、その地域の資源を活用して小規模であっても、付加価値をつけて、自分で作った農産物でもいいですし、今、農泊や民泊だとかそういう形もありますし、直売所でいろいろ自分の名前を冠して売っていくとか、そういった形で家族農業を守っていくというのが、非常に重要な視点かなということで、家族農業とは直接的には書いていないですけども、いずれにしろ、大規模だけではなくて、家族農業でもしっかり担い手としてやっていただける方を守っていくような施策は、今後、計画の中にきちんと位置付けていきたいというふうに考えてございます。

笠間委員

株式会社コミュニナの笠間と申します。第 2 期の基本計画では基本項目 2 ということで、マーケットインによる競争力と個性のある農業の維持、持続的な発展ということで、非常にマーケティングをかなり重視しているように見えました。今期のところでは特にマーケティングというところがないのですけども、例えば資料 2 に施策 9 食材王国みやぎによる販売戦略の展開と食産業の振興と記載してあって、この真ん中に県産品の販売力強化を図ることが必要だということが書いてあります。第 2 期から反映して第 3 期を考えると、その答えが食品製造業者と農業者の連携強化となると、それが必ずしも答えになってないよ

うな気がする。というのは、販売力を強化するのであれば、残念ながら宮城県の食品製造業者さんが必ずしも販売がうまいとは言えなくて、食品製造業者が販売力強化するというよりも、むしろ宮城県でそういった販売のプロの集団のような、地域商社みたいなものが、まだまだ育ってないというところもあるので、例えば食品製造業者さんと農業者の連携というのは非常に重要ですが、そこに例えば地域商社を育成するとかそういった視点も入ってもいいのかなというふうに感じました。

農政部 佐藤部長

前の計画ではそのマーケットインという概念を少し周知するというか、わかっていたけど、農業現場では、必ずしもあまりマーケットインではなくてプロダクトアウト型の生産が行われてきたので、前の計画ではマーケットインという形で言葉をストレートに出したのですけれども、第3期計画では、当然もうマーケットインっていうのは、当たり前のことというか、県民に対して安全・安心な食料の安定供給というのも言葉としては出てこないのですけれども、当然、安全・安心な食料を県民の方にきちんと供給していくとか、供給していく先である、マーケット、県民の方にしろ、技術者の方にしろ、いろいろな方に対してマーケットイン的な視点っていうのも、目指す方向の中でベースになるというふうに考えて、あえてここではあまりいろいろなことを書いておりません。書くと、議論が分散してしまうのかなということで、7つに絞って書いておりますけれども、今言ったような視点が非常に大事だと、もともと思っておりますので、そういったことをまずベースとして、今回の計画策定に当たっては考えていきたいと思えます。

また、その際には、今ご指摘のあった地域商社みたいな形で、農業分野でも鳴子の方とか、いろいろな都会の方から、また戻ってこられて、民間企業で働いている方が地域商社的なものを作ってやろうとしているような取り組みなど、いろいろありますので、そういった事例も踏まえながら、取り組みを少しでも広げていけるような施策も今後盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

内田会長

ちょっと私の方から一つお伺いしたいのですが、いろいろな資料の中で、震災前との目標に対する達成度は、かなりいいところまで達しているとあります。宮城県の農業は全国的にも重要な位置付けだと思いますので、現状が全国の中でどのくらいになっているかというようなデータからいくとどうでしょうか。例えば、参考資料1の一番下に、農業産出額の推移がありますが、これが全国と比べたら、あるいは全国平均と比べたらどうかというのも重要なデータになりそうですが。

農政部 佐藤部長

農業産出額について全国的に言うと真ん中ぐらい、平成29年度は19位、平成30年度で

いうと1,939億円で18位という形になってございます。その中でもやはり米は6位になっております。豆も全国的に大豆とか主産地でございますので6位となっております。あと、畜産についても、全国的に見ると12位となっております。畜産については先ほど最初の冒頭のご挨拶でも申し上げましたけれども、水田農業系、畜産系については、全体の順位が19位、18位という中でも、2つの畜産・水田系は、順位的には全国的に見て高いですけれども、一方でそのなぜ19位や18位になってしまっているかということ、園芸が東北で見ても、山形だとか青森だとかは、果樹だとか、野菜だとか非常にメインになるものを持っていて非常に強い。バランスよく、お米、園芸、畜産という形で取り組んでいます。宮城はやっぱり園芸の部分が非常に弱いということで、これからそのところをてこ入れし、さらに、今までも取り組んで頑張ってきましたが、さらに一步推し進めるようなことが全国順位を少しでも上げていくためには、重要なのかなというふうに考えてございます。

佐藤（万）委員

食材王国みやぎということで本当にたくさんの良い食材があると思いますが、やはり先ほど意見がありましたように、アピール度というのがすごく、まだまだ足りないのかなというようなことを考えておられて、例えば、今セリ鍋がすごく人気ですけれども、これは昔からあったということではなくて、ここ数年で全国的に有名になってきたものだと思うので、そのような仙台ならではの食材をこのような食べ方をするとおいしいというような、そういうプロモーションや発掘とか、今もやってらっしゃると思いますが、そういうことにももっと力を入れるというか、そのようなコンテストとか地域でそういうものを育てるとか、そういうことも、力を入れていただけるといいのではと思いました。

農政部 佐藤部長

おっしゃるとおり、やはり宮城県はアピールが少し下手なのかなというのは、知事からもいつも言われておりますけれども、特に先ほどの畜産・園芸や今のセリ鍋でもそうですけれども、そういった魅力的なものを地域商社だとか、新しい視点を持った方をうまく組み合わせながらやっていくのが重要なかなというふうに考えております。

これから情報発信も、今までいろいろPR広告やマッチング、実需者の方との商談会だとか、あとは東京のふるさとプラザなど、宮城県の食材を発信するような拠点を持ってございますけれども、それらだけではなく、今の時代、SNSだとか非常に情報発信の方法が多様化していますので、そういったことをうまく、どうやって活用していけるのかということも、今回の計画の策定に当たっては、いろいろ考えていきたいというふうに考えてございます。

滝澤副会長

最後1点だけ、いただいた資料で基本的には農家数がこの20年で4割ぐらい減になっていて、また高齢化も進んでいると。他方、農業産出額で言うと、下がっているわけではなく

て、むしろ少しずつ上がってきている。そこにはどういう取り組みがあるのかということと、もう一つは、これから自給率を上げるということがありますけど、日本社会は収縮していくので、これからの農業のターゲットっていうのは、世界のマーケットだと思うのですけれども、例えばそうすると、農業製品を出荷する、輸出するというのも視野に入れた時に、これから園芸の部分を増やしたいと言っていましたけれども、例えば大規模事業者っていうのは、主にどういうところに参入されているのかということも興味があるのですけれど。

農政部 佐藤部長

まずは、農業産出額が増えているのに対して、農業従事者が減っているということについて言えば、特に震災を受けて沿岸部の農地では、なかなかそこに住めないとなったときに、かなり規模の大きな法人、集落営農的な法人だとか、企業的にトマトの大規模な高度な施設園芸ハウスで作って、出荷するとかパプリカを作るとか、そういったような、ある程度、産出額の高い経営体が多くなってきて、農業所得というのは、個々の1法人当たりで見ると、かなり所得が上がっていて、農家数は減っているけれども、産出額は少しずつ上がっているという状況にあると思います。まさにこれから国内のマーケットは、先ほどマーケットインの話でもありましたけれど、国内のマーケットが少しずつシュリンクしていくことはもう間違いないので、当然、海外に向けて展開をしていくというのも、まだまだ、その取り組みが弱いですが、その視点も非常に重要だと思っています。海外に売るためにも、米にしろ、畜産にしろ、ある程度そのコストを抑えないとどうしてもその海外に売るときには、価格的な面でいうと輸送経費だとかいろいろな国際的な検疫の問題だとかそういうものがありますので、やはりどうしてもなるべく物流・流通がどうしても遠くなる観点から、価格的には少しでも安いものを生産していく一方で、安くて農業者の方たちが全く儲からないということでは取り組みが進まなくなるので、きちんとバランスがとれるような形で、海外に向けて施策を展開していくことが重要だと思っていますので、そういう観点も今回の計画の中に入れていきたいと思っています。

内田会長

まだ、質問があるかもしれませんが、時間が参りましたので、ご意見いろいろありがとうございました。

このみやぎ食と農の農民条例基本計画については、農業部会でさらにご審議をいただくことにしたいと思いますので、伊藤部会長はじめ、部会委員の皆様方、よろしく願いいたします。

なお、時間の関係でお話できなかったご意見やご質問等がございましたら、後日事務局までご連絡をいただきますようお願いいたします。

次に、議事の(2)水産業の振興に関する基本的な計画第二期の策定について、事務局が

らお願いいたします。

富県宮城推進室 大森室長

それでは水産業の振興に関する基本的な計画第二期の策定について、小林水産林政部長から内田会長に諮問書をお渡しいたします。

(小林水産林政部長から内田会長に諮問書を手渡し。)

水産林政部 小林部長

それでは、みやぎ海と魚の県民条例に基づきまして、水産業の振興に関する基本的な計画の策定について諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

内田会長

それでは、小林水産林政部長から一言御挨拶をお願いします。

水産林政部 小林部長

どうも改めまして、水産林政部の小林でございます。委員の皆様におかれましては引き続きご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

今、会長からもお話ございましたが、今年度に入りましてから、組織再編がございまして、農林水産部が、農政部と水産林政部という二つの部に分かれたところございまして、我々といしましては、環境と調和した活力ある水産業林業の創造というものをスローガンとして、震災からの復興の完結はもとより、水産業林業の一層の成長産業化に向けた取り組みを現在進めているところでございます。このような中で、今回、皆様にご審議いただきますのは、先ほど内田会長様に諮問させていただきました、平成26年10月に策定いたしました水産業の振興に関する基本的な計画の見直しについてでございます。

東日本大震災において、水産分野においても壊滅的な被害を受けた訳でございます。この9年間、関係する皆様、本当に一丸となって、懸命に復旧復興に取り組んできた訳でございます。その結果、概ねハード整備につきましては終了しつつございます。

後で説明をさせていただきますが、漁業生産額、そして、魚市場の水揚げ金額も、ほぼ震災前と同じ水準まで回復しつつある状況でございます。その一方で、先ほどの農業の計画の時にもお話がございましたが、温暖化の影響というのは水産関係にも非常に大きな影響を及ぼしてございまして、最近のマスコミ報道でもよくありますが、サンマですとかサケなどの今までであれば主要魚種と言われていたような魚種の水揚げについて減少傾向が続いてございますし、水産加工の販路の回復もまだまだというような状況の中で経営環境が悪化してございます。それから、漁業従事者、水産業に関する従事者の減少など、厳しい状況が続いている訳でございますし、それに加えて、国でも70年ぶりとなります水産政策の改革が行われるなど、水産業を取り巻く環境の変化と解決すべき課題、新たな課題というの

は生じてきている訳でございます。

このようなことから、今回の計画の見直しに当たりましては、今後の10年間の水産業をめぐる環境の変化なども見据えまして、課題に的確に対応して水産業の持続的な発展に向けまして、イノベーションを見いだすような産業基盤の強化ですとか、変化に強い産業が確立され、漁業者・事業者そして地域の稼ぐ力が強くなるような、いわゆる成長産業化を図れるような道筋というのをしっかりとつけていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、幅広い見地から忌憚のないご意見をいただきたいというふうに存じてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

内田会長

ありがとうございました。

ただいま小林部長から水産業の振興に関する基本的な計画(第 期)の策定について諮問書をいただきました。産業振興審議会全体及び水産林業部会での審議を経て、知事に答申を行うこととなりますので活発なご議論をお願いいたします。

それでは、事務局から諮問内容等についてご説明をお願いします。

水産林政部技術参事兼水産業振興課 生駒課長

水産業振興課の生駒でございます。

私の方から、お手元の水の資料1から4までを用いまして、諮問内容等について説明をさせていただきます。

はじめに資料1「水産業の振興に関する基本的な計画(第 期)の策定について」をご覧ください。この資料は、現行計画策定の経緯と今後の方針について示したものでございます。水産基本計画は、平成15年に制定されました、みやぎ海とさかなの県民条例に基づき、水産業の振興に関する中長期的な目標と計画的に講ずべき施策を示すものとして策定することとされております。平成16年に計画期間を10年として第1期の計画を策定いたしました。東日本大震災の発生によって計画の遂行が困難となりましたので、平成23年に宮城県水産業復興プランを策定して復旧復興に取り組みました。そして、第 期計画の終了が予定されていた年であった平成26年度には、復旧・復興を加速化させるために、先ほどの復興プランを見直しまして、令和2年度末までの7年間を計画期間とする第 期水産基本計画として策定し各種の施策を展開して参ったところでございます。

次に今後の対応方針になりますが、現行計画は令和2年度末で終期を迎えることとなりますので、これまでの取り組みの成果と復旧・復興の進捗状況、社会情勢の変化等を反映させるとともに、国や県の関連計画とも整合を図りながら、第 期目となる新たな水産基本計画を策定することが必要になってございます。計画の策定に当たりましては、本審議会の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることは条例に定められております。資料の下半分に示

しております線表は、ただいま説明いたしました内容を模式的に示したものでございますのでご参照いただければと思います。

次に、現行計画に基づいて実施した取り組みの成果と今後の課題についての点検の結果をご説明申し上げます。水の資料2「水産業の振興に関する基本的な計画・実績点検報告書概要版」というものをご覧ください。

まず1枚目は、水産業の振興に関する基本的な計画、第1期現行計画の点検にあたって、先ほど説明いたしました、水産業の振興に関する基本的な計画の概要と検証の趣旨を(1)番に、そして(2)に水産基本計画第1期の概要・内容について記載しております。第1期の計画では、計画の視点として復旧復興に向けた取り組みの継続と強化、そして新たな水産業の創造の二つを掲げまして、新しい産業の創造に向けた重点施策として、(1)水産業の早期再開に向けた支援、(2)水産業集積地域漁業拠点の再編整備、(3)競争力と魅力ある水産業の形成、(4)安全・安心な生産供給体制の整備、この4つを重点施策として掲げております。加えまして、遠洋沖合漁業の拠点地域、いわゆる水産都市であります水産業集積拠点地域と、それから沿岸の漁船漁業、養殖業の拠点となります拠点地域と漁村地域など地域を区分した地域別の計画と、水産漁業を構成する8つの分野別に分けた復興計画を策定いたしまして各種の政策を展開して参りました。第1期計画の中身につきましては、資料の下半分に示しているとおりでございます。そして、それらの計画で目指す目標を数値目標として掲げてございますが、これは統計データによって確認ができる漁業生産額、主要5漁港の水揚げ金額、水産加工品の出荷額、沿岸漁業新規就業者数の4項目といたしまして、復興からの再生期の最終年であります平成29年度までに、震災前の平成22年度の実績値に近づけることを目標として参りました。

1枚おめくりください。ここから、先ほど申しました4つの重点施策ごとに、取り組み内容と成果それから指標の状況、課題等について整理しております。左から順番に、今の4つ項目を並べてございます。初めに、1番目の水産業の早期再開に向けた支援についてでございます。まず、漁船漁業・養殖業におきましては、国の補助事業等を活用しまして、漁場のガレキ撤去を進めたほか、漁業・養殖業の生産再開と漁船の建造、修繕、定置網等の整備、カキ処理場等の共同利用施設の整備を支援して参りました。また、水産技術総合センター、種苗生産施設やサケの増殖施設等の再建も行いました。それらの取り組みの結果、再生期までに再生を希望するすべての漁業者が漁船を取得・整備するなど、早期再開が実現しております。また、その関連する主要な指標のところを見ていただきますと、生産基盤が回復したことによりまして、平成29年度の漁業産出額は海面漁業で563億円、海面養殖業で256億円となりまして、震災前の水準まで回復しております。その一方で、沖合の漁場を中心にまだ海底のガレキが残っておりまして回収作業の継続が必要となっております。また、近年の海水温の上昇など、海洋環境の変化に伴いまして、獲れる魚種の変動や養殖生産物の斃死、また、韓国の輸入規制継続によるホヤの販売の伸び悩みなどに対応するために、復旧が完了した地域においても、これまで以上に収益性の高い生産体制に移行していくことが課

題となっております。その下、流通加工業につきましては、気仙沼、石巻、塩竈、志津川、女川の主要5漁港に高度衛生管理型の魚市場を整備して、その周囲に水産物の流通に必要な冷凍・冷蔵施設などの共同利用施設の整備を支援して参りました。また、個々の水産加工業者等の事業再開を支援するためには、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の事業を活用いたしまして、加工場等の復旧を支援して参りました。そういった取り組みの結果、水産関係の多くの事業者が、操業の再開を果たしておりまして、主要5漁港の水揚げ金額は607億円と、概ね震災前の水準に回復しております。またあわせまして、水産加工業の製造品出荷額も震災前の9割を超えるところまで回復して参りました。一方で、主要魚種の不漁などによる加工原料の不足と価格の高騰、復旧に必要であった借入金の返済などによって、水産加工業者の経営環境が厳しくなっておりまして、経営安定化に向けた支援が必要となっております。

続きまして、2の水産業集積地域、漁業拠点の再編整備についてご覧ください。第1期計画では、県内の漁港を地域の特性に応じて、水産業集積拠点漁港、機能強化漁港、地区漁港に区分いたしまして142あります全漁港の本格復旧に取り組んで参りました。遠洋沖合漁業を中心とする大規模な水揚げと流通・加工の拠点となる気仙沼、石巻、塩竈、志津川、女川の5漁港は、水産業集積拠点漁港として水産都市の機能を回復させるために魚市場と水産加工施設を一体的に整備しました。沿岸漁業の主要水揚げ地は、機能強化漁港として水揚げ処理機能の回復に向けて漁港施設の用地やその他関連施設の嵩上げ、冠水解消などの整備を行って参りました。また、漁業集落にとって重要な地区漁港につきましても、漁船からの荷揚げや乗り降りのしやすい岸壁の整備を行いまして、円滑な漁業の再開が可能となるように環境を整えて参りました。一部の漁港では、整備をした後に、発生した地盤の隆起によりまして、岸壁の使用に支障が生じるということがありましたが、そういったものに対しても、嵩上げ工事の実施やその地元の要望に応じて、ラバータラップなどを設置するといったことによりまして、作業性・安全性を確保してございます。今後の課題といたしましては、防潮堤などの整備について、一部の地域で合意の形成に時間を要したため、現在も完成に向けて整備が進められているということがございます。また、操作を自動化・遠隔化した陸閘や水門のような施設について、将来的な維持管理に要する予算を確保していくことも課題でございます。また、復旧が進んだ漁港や漁村におきまして、漁業の生産のほかにも、地域社会の維持や形成などに資する多面的な機能が発揮できるように、自治体や関係団体との連携の強化といったことも、必要になっていると考えてございます。

3番の競争力と魅力ある水産業の形成について、でございます。まず、一番上段の強い経営体の育成について、でございますが、国のがんばる養殖業復興支援事業などを活用しまして、漁業者の協業化や施設の共同利用化を進めて参りました。また、法人化のように収益性が高く、安定した経営体への移行を促進するために、専門家派遣や勉強会等も行って参りました。また、天災などのリスクに備えて、減収時に、所得が保障される漁業共済制度の「積立ぶらす」を利用するための要件となる漁場管理計画の策定についても支援を行ってきた

ほか、震災によって、生活と生産の基盤を失った漁業地域を再生するため、漁業権の優先順位の特例を可能とする水産業復興特区制度を活用して、地元業者が主体となって設立した桃浦かき生産者合同会社に対して、特定区画漁業権を免許いたしました。そういった取り組みの結果、のり養殖などでは、漁業経営の法人化・協業化、施設の共同利用化が進みました。ホタテ養殖では、種苗の共同購入等が進みました。また、銀ザケやワカメの養殖などでは、省力化や品質向上に向けた取り組みが進んで参りました。桃浦かき生産者合同会社におきましては、現在では特区制度の適用を受けないで、漁業法に基づいて漁業権の免許を受けてございますが、社会保障の整備などによって、毎年新規就業者が確保されていることに加え、企業と連携した6次産業化の取り組みの成果もあらわれて参りまして、地元漁民のなりわいの維持と雇用機会の創出が図られてございます。こういった取り組みによりまして、先ほど述べましたとおり、漁業生産額は目標値を上回る819億円となっているところでございます。一方で、経営改善が必要な個人経営体はまだたくさん残っておりまして、引き続き、持続的で収益性の高い経営体への移行、法人化などを推進する必要があります。また、災害気象変動による、主要魚種の水揚げ減少、原油価格の高騰など外部環境の変化に対応できる生産性の向上についても必要となっております。

次に中段の後継者対策の強化をご覧ください。沿岸漁業の担い手を確保するために、就業希望者向けのワンストップ相談窓口となる宮城県漁業就業者確保育成センターというものを設置いたしました。漁業への就業相談などに迅速に対応するとともに、漁業の研修の場となるみやぎ漁師カレッジの開講、またマッチングの場である漁業就業支援フェアなどを開催して参りました。その結果、漁師カレッジを受講した方を中心に、震災前を上回る新規就業者が本県で就業しておりまして、担い手対策として一定の成果を上げていると考えてございます。しかしながら、将来も安定的に新規就業者を受け入れていくためには、受け入れる側の経営の安定化というのはやはりかせませません。そのために、この後継者対策というものは、強い経営体の育成とあわせて、引き続き実施していく必要があると考えてございます。

続きまして、その下の水産都市の活力強化についてご覧ください。水産物を水揚げして、加工して、全国・海外に広く供給していく水産都市の活力を強化するために、魚市場を初めとした流通施設や水産加工施設の一体的な整備と、衛生管理の高度化を進めるとともに、関連する事業者同士や産官学の連携などを強化して、水産物・水産加工品の付加価値向上等に取り組んで参りました。また、多様な商談機会を創出することや県産食材を使った、ホテルや飲食店フェアの開催などによって、国内販路の開拓や県内水産加工業者の海外商談会参加、また、HACCP取得支援による輸出の促進にも取り組んで参りました。そのような取り組みの結果、対米HACCP認証の取得企業者数は、全国3位である36まで増加するなど、衛生管理の高度化が進んできたほか、県内水産加工業者が統一のブランドを立ち上げて、製品を販売するといった、関連事業者間の連携も進んで参りました。また、持続的な養殖業に係る国際認証でありますASCというものを、マガキの養殖で取得したほか、みやぎサーモンのGI地理的表示保護制度の登録など、付加価値向上の取り組みも進み水産加工品の

出荷額は、先ほど申しましたとおり、震災前の9割超まで回復してございます。また、令和2年の9月には、復興を成し遂げた水産業の姿を全国に発信するため、石巻市におきまして、第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～を開催することも決定してございます。今後の課題でございますが、水産都市の活力機能を維持・強化していくためには、やはり水産加工業者の経営安定化が不可欠でありまして、原材料の安定確保、魚種変化への対応や、資金繰り人材不足への対応などが必要になっているところと考えてございます。また、これまでいろいろな取り組みを行ったことで開拓した販路を定着させていくということと、あわせて、事業者自らがさらなる取り組みを促進して、県産水産物の販売を拡大していくため、多様な民間企業と連携していくといったようなことも必要と考えてございます。また、市場が拡大している海外への輸出の促進も重要でございますので、海外市場のニーズの把握と、輸出の際に求められる衛生基準への対応が必要となっております。

最後になりますが、安全・安心な水産物供給体制の整備について、でございます。原子力発電所事故への対応といたしまして、県、国による精密検査や魚市場等によるスクリーニング検査を継続的に実施してきたほか、安全・安心な県産水産物のPR活動を展開して参りました。また、市場や加工場の衛生管理の高度化とあわせて、貝毒やノロウイルスの検査についても強化して参りました。その結果、最大で7種類について出ておりました、海産魚介類の出荷制限はすべて解除されております。また、ノロウイルスや貝毒の検査を強化することで、生産段階で規制値を上回った水産物が流通することを防止するということも実現しております。関連指標としましては、先ほど申しましたとおり、漁業産出額、主要5漁港の水揚げ金額は目標を上回っております。しかしながら、依然、内水面の3魚種について、原発事故に由来する出荷規制が残っておりますので、早期解除に向けて、検査を継続していく必要がございます。また、貝毒等の監視につきましては継続が必要でございます。また、韓国への輸出再開が当面見込めない状況になっており、これらにつきまして、国内の新規販路の開拓についても、進める必要があると考えてございます。以上が、重点分野に係る点検の結果でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページの上半分には、分野別復興計画の点検結果と課題を整理してございます。1から8の8つの分野につきまして、それぞれ項目ごとに、SからCまでの4段階で評価を行いました。一部、ハード整備の遅れや水産加工業者の経営安定化に向けて、さらなる取り組みが必要であることなど、B評価となっている項目もございますが、第1期計画による震災からの復旧・復興の取り組みは、概ね目標を達成していると評価されてございます。なお、点検の詳細につきましては、お手元にお配りしております、参考資料1の、実績点検報告書に記載しておりますので、本日この場での説明は割愛させていただきますけれども、後程、目をとおしていただきまして、今後の審議の参考にさせていただければと思います。

このページの下半分には、第1期計画のこれまでの点検の結果とあわせて、次期計画の策定にあたって考慮しなければならない水産業をめぐる情勢の変化を記載してございます。

近年の海洋環境の変化に伴う水揚げの減少と魚種の変化、また、人口減少と高齢化の進展による国内市場の縮小は本県の漁業におきましても、既に大きな影響があらわれておりますが、これらのほかにも、国による水産政策の改革との連携、また、水産分野では導入が遅れております先端技術の活用、持続可能な社会に向けた世界の目標であるSDGsや、また、環境志向の高まりについても、次期計画の中で対応を検討していくことが必要と考えてございます。

最後に、次期計画の策定に向けた視点について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。この資料では、基本理念である、みやぎ海とさかなの県民条例と現行計画の点検結果及び水産業をめぐる情勢の変化から抽出される課題を計画の拠り所・背景等として、左側に示し、右側に記載しております、環境と調和した持続可能な水産業の確立を目指していくための基本計画のイメージを中央に示してございます。

県民条例では、左側の上段に書いてありますとおり、水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図り、安全で良質な水産物を安定供給すること、地域社会を支える活力ある産業として発展するよう地域特性を生かした健全な経営並びに組織及び後継者の育成を推進すること、漁業地域が自然と共生し多面的機能を十分発揮する地域として発展すること、という3つを基本理念といたしまして、その実現に向けて、5つの主要方策を定めているところでございます。

新たな基本計画におきましても、このような県民条例の考え方を柱として、先ほど説明申し上げました、現行計画で抽出された課題、取り組むべき方向及び水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえて、これらの課題等に対応して、成長産業化につなげていける計画として策定していきたいと考えてございます。

計画の中身につきましては、今後、本審議会でご議論をいただき、詰めていくこととなりますが、基本的な柱としまして、安全で良質な水産物を継続的に供給するための漁業、養殖生産体制の確立、そして、社会経済環境の変化に対応できる流通加工業の体制構築と水産物の販売力強化、そして、将来にわたって持続する漁業地域づくり、漁場漁村の多面的機能のさらなる発揮と水域環境の保全、といったものを大きな柱として、新・宮城の将来ビジョンとの連携も図りながら骨子を策定していきたいと考えてございます。

10年後の2030年の目標年度に向けまして、県や業界のみならず、県民が一致団結して、環境と調和した持続可能な水産業の確立を可能とするような新しい基本計画にしたいと考えてございますのでご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、今後の検討作業の実施体制につきまして資料4をご覧ください。まず、県庁内に水産林政部長と14名から成る基本計画検討会議と、その下部組織として関係課総括担当等13名から成る次期計画策定チームを設置いたしまして、基本計画の骨子案、中間、最終案の検討作業を行い、このチームで策定した案を本産業振興審議会に諮問して、内田会長はじめとする、委員の皆様にご検討いただきまして、諮問に対する答申をいただきたいと考えてございます。審議会におきましては、水産林業部会で詳細なご検討をいただきますが、木島

部会長を始めとする6名の委員の方々に加えまして、専門委員も数名委嘱したいと考えてございます。

スケジュールにつきましては、先ほど農業の方で説明がありましたものと同じで、今回含めて4回の審議会を行いまして12月に答申をいただくという流れで考えてございます。このような形でご検討いただく新しい計画の案につきましては、中間案を策定した段階でパブリックコメントも実施して県民の意見を聴取するとともに関係機関の意見も伺った上で最終化することとしてございます。駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

内田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がりましたが、説明内容や資料について、皆様からご質問やご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見があります方は挙手の上ご発言をお願いします。

時間としては大体15分から20分程度考えておりますのでお願いいたします。

佐藤（太）委員

南三陸町の株式会社佐久の佐藤です。

意見というか、感想というか、印象ですけど。目指す姿が環境と調和した持続可能な水産業の確立というビジョンを掲げて、情勢の中でもSDGs等が挙げられているということですけど、実績の部分にも書いてあるように南三陸町でASC取得しているっていう部分もあって、ASCあとMSCも漁業としてありますので、そういう認証と絡めて推進していくと、非常に明確にやりやすいのかなと思っていました。ASCもMSCも基準として、持続可能な水産業というのはどういうところを配慮すればよいかというところを見るために非常に明確に整理されているものだと思うので、そういうのを活用しながらやっていくといいのかなと思います。

内田会長

ちょっと単純な質問でございますが、資料2で右下に数値目標があって、漁業生産額777億円、このあたりが実態とも対応しているような話だったと思います。それに対して水産加工品が2,582億円と、かなり額が大きいですが、やはりそれだけ付加価値が大きくなっているということでしょうか。

水産林政部技術参事兼水産業振興課 生駒課長

やはりですね、捕れた魚によって生の方が高いものなどもございますけれども、やはり量がとれる、多獲性魚種というのは、そのままだと良い値段がつかまないので、加工すること

でやっぱり相当の価値が得られていると、産業規模として水産加工業というのは相当なものがあると考えてございます。

内田会長

昨日東京で会議がありまして、その懇談会の時に、宮城県、特に仙台の魚が大変おいしいという話がありましたので、それで考えると仙台の生魚はすごく高く売れているのかなと思いました。それに対して加工品の方がこれだけ高くなるっていうのはちょっと想像しておりませんでした。これを重視しながら、もっと発展させていくというのは大変重要なことと理解いたしました。

それから、この1の漁業生産額の777億円というのが生魚のような原産品で、それが3の水産加工品になると2,582億円になるようですが、具体的には2,582億円から777億円を引いた分が利益というイメージでいいですか。

水産林政部 小林部長

漁業生産額というのは漁業者の方々の生産額でございます。それで(2)の漁港の水揚げ金額というのが、市場に水揚げされる金額なのでこれは属地の金額になっていて、宮城県は気仙沼、塩竈、石巻など特定第三種漁港と言われるような、全国の船が入るような漁港がございますので、602億のうち半分は他県船が水揚げしており、漁場は金華山沖ですけど、市場に水揚げされたものが、水産加工の原料となりますが、今、内田会長からもありましたが、当然生鮮流通で流れるものもありますので、4割ぐらいは生鮮流通に流れますので、6割ぐらいが水産加工の原料となります。

それが2,500億円なのかというと、今、課長からもお話ありましたが、宮城県は全国でも、2番目ぐらいの水産加工の盛んなエリアでございますので、とてもこの原料では不足なくて、昔200海里ルールの前は本当にロシア海域やアメリカ海域まで行って、塩竈の魚市場だけで500億の水揚げがあったような時代がありましたが、200海里ルールとなって、もう魚がとれなくなっていますので、多くの加工事業者は原料を輸入したり、国内の別な場所から移入をしたりして、今、生産をしているというような状況ですので、単純な計算ではないということです。

内田会長

わかりました。非常に貴重なお話ありがとうございました。

笠間委員

株式会社コミュニナの笠間です。

概要版 のところで、競争力と魅力のある水産業の形成という項目があり、この中で一番左上に強い経営体の育成、ということで、この部分について私も非常に重要だと思っています。

て、先週の水、木と池袋で行われていた居酒屋ジャパンというイベントに、クライアントさんと一緒にカキを販売するために商談に行っておりました。カキとムール貝を出していたのですが、今回は今までにないぐらい取引ができました。

売り上げを分析するとカキが非常に売れている、その会社では一番売上高が高いのが、冬場だと思っていたところ、実は8、9月の一番売り上げが高い、これは、今の時期は広島産とガチンコになっていて、価格で負けてしまっている。いっぱい出しているけれど単価が安くなってしまう。一方、夏になると状態は良くないかもしれないけども、夏に出しているところというのは、三陸と北海道の一部のみで高く売れるため、実は夏が一番儲かる、という話がありました。今回、展示会での打ち出し方を通年出荷と大きく打ち出したら、通年で納入することが出来るんだ、とうことで商談がかなり上手くいったという例がありました。

これはどういうことかということ、法人化されている漁師さんとかいらっしゃるんですけど、残念ながらその売り上げの分析とかそういったものが非常に大ざっぱで、金額や細かく品目で見るというよりは獲った量などで見ている。正直な話、財務分析もあまり良くないですが、一品、一品どれが一番売れている、どの時期に売れているかという、例えばABC分析やZチャート分析のような管理会計が非常に弱いというふうに感じました。

その分析資料を見ただけでも、これだったら売れるんじゃないか、というヒントがあったりしますので、この経営体の育成のところでも管理会計の分析などの経営者としての育成について何か実施すると、もっと細かく経営について見る事ができるのではと思いました。

水産林政部技術参事兼水産業振興課 生駒課長

貴重なご意見ありがとうございます。法人化は進めていかなければならないと考えておりました、これまでも取り組んできたところですが、個人で行っていたところをまず法人にしてもらうということが第1のステップで、そこから、いかに高度な法人経営をしていくかということにつきましては、やはりまだ手が届いていないのが現状でございます。まだ法人化すら手がついてないところが多いので、底上げをしていかなければいけないというのがまず第1だとは思いますが、その中で経営を更に高度化していくということは非常に大事な視点だと思いますので、今後の計画の中でどう書くかというのは、お話はまた違っても構いませんけれども、念頭に置いて考えていきたいとは思っております。

木島委員

東北大学の木島です。私としては非常にわかりやすく、項目もすべて出ていて目指す姿についてもよくまとめられていると思います。ただ、これをどういうふうに具体的に施策に盛り込んでいくかということからは、苦労しそうだなお聞きしておりました。責任をもってそういうところも部会の方で詰めていきたいなと思っております。

それも含めてなんですけど、今、笠間委員がおっしゃっていた、マーケティングのところとか、売るべきところとか、いろんな方策というの、この水産業の視点にも盛り込んでい

けたらいいと思うのですが、前回の審議会の時から申し上げていますが、それぞれの部会が独立し過ぎているような気がします。その中で情報交換とか、例えば農業でこういうことで成功したとかそういう事例も含めて、検討しながら進めていったらいいのではないかと。

特に水産でいうと、キンメという、静岡県、神奈川県、ズワイガニという日本海、これを食べに観光でいくという方が結構います。それを美味しかったら、SNSで発信する、そうすると、また行くという好循環が起こっているということを知っています。では、宮城はなにがあるかといえば、実はカキだと、広島のカキと宮城のカキ、どちらの美味しいかといったら、断然宮城ですけど、これを言うと広島に怒られるんですが、そのところの部分も、経営安定化の部分で協議できたらなというふうに思っているところです。

宮城県人、非常に宣伝がうまくなくて、損をしていると皆さんおっしゃっていますが、確かにそうではないかなということもありますが、ただそれも県民性を生かしながら、何か施策を作っていくことに、ご努力をいただいて我々もアイデアを出そうかなというふうに思っているところです。

水産林政部 小林部長

今のお話についてですが、まさに今、木島委員が言われたように、例えば気仙沼でいえばカジキ、カジキの8割は気仙沼ですし、サメも9割が気仙沼です。今話題になりましたホヤも9割は宮城でしか養殖していませんし、いろんな意味で、特色がある水産物というのは結構あると思っています。

ただ、やっぱりまだまだPRができていない部分というのはあって、例えば、冒頭佐藤委員から話ありましたが、志津川とかであれば森林認証のFSCなどのエリアもあるわけですし、事業者とか漁業者とか我々だけでやっても、どうしてもPRがうまくいかないの、これからやはり地域の中で、いかにそれをPRできるかというような、たとえば観光などいろんな所とも関連させて、そういう取り組みをもっとこれからやっていくということが、水産業とか林業を核にした地域の活性化にも繋がると思いますので、そういう部分をこの計画の中で打ち出していかなければいけないだろうなと個人的には思っているところがございます。あとはまた色々なご意見をいただければと思っております。すみません所用のため、これで失礼いたします。

内田会長

ただいまの議論について大変貴重なコメントと貴重なお答えで、ぜひこのあたりにも重点を置いていただければというふうに思います。それでは、もう少しだけご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

滝澤副会長

第 期の点検の概要版のところ、点検・評価をされていて、Bという評価がついたもの

が結構あるように見受けられて、それが、なぜやや不十分という評価に至ったのかということの分析がきつと次の計画を立てる礎になるという部分だと思うのですけれども、それぞれ課題があったのはわかりましたが要因がどこにあるかっていうようなことは、分析とどうか把握状況というのはいかがでしょうか。

水産林政部技術参事兼水産業振興課 生駒課長

確かにBの項目が多くありますが、この計画は復旧・復興を早期完成させるということを目標にした計画でしたので、数値目標もあまり細かく設定してございませんし、数値自体も変動するものなので、達成率が幾らかといった見方はあまり意味がないと考えておりました、評価という書き方をしておりますが、目標に沿って見たときに、もうこれで大丈夫だと言いきれるものはまだすべてではなくて、ちょっと足りないなというものがBになってございます。それぞれについて、なぜ、やや足りないのか、遅れているのかという要因の分析ですけれども、個々の分野の仕事の中で、そういったことを常に念頭に置きながらやってはございますが、まだそれを体系的に整理して分析しきれていない部分は確かにございます。そういったところは、ご指摘のとおり、今後、計画を作っていく上で分析をして、さらに掘り下げていかないといけないと考えてございますので、またそういったところも議論させていただきながらやっていければと思います。

滝澤副会長

例えばいろいろな項目がありますがけれども、漁村・漁港ですとか、養殖業、流通加工、そういうのは、外的要因等もあって進捗が十分とは言えないというところは、私もよく理解しました。一方、試験研究がBでというのは、進め方の問題なのか、課題のとらえ方の問題なのか、そういうところは検討の余地があるのかなと思った次第です。

水産林政部技術参事兼水産業振興課 生駒課長

試験研究のところでは、設備的な部分はAとなっておりますけれども、ご指摘のとおりBという評価となっているのは、やはり内容として、やはりニーズも変わってくる中で、それに十分応えきりだけのことができているか、ということやっぱり足りないというところがございまして、ご指摘のとおり内容に関する部分で、まだまだ県の方でもやっていかなきゃならないところだと思っております。

内田会長

この、水産業の振興に関する基本的な計画(第 期)については、水産林業部会でさらにご審議をいただくことにしたいと思いますので、木島部会長はじめ、部会委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

なお時間の関係でお話できなかったご意見やご質問等がございましたら、後日事務局ま

でご連絡をお願いいたします。

以上で議事については終了ということになります。

4 報告事項

内田会長

次に報告事項に移ります。

報告事項(1)、観光振興財源検討会の答申について、事務局からご説明をお願いします。

観光課 佐藤課長

観光課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私の方から、新たな観光振興財源についてご説明をさせていただきます。

参考資料1 A 3横の資料でございます。左上の1のはじめにをご覧ください。

平成30年7月、外部有識者による宮城県観光振興財源検討会議を設置いたしまして、同年10月、観光振興施策の財源のあり方の調査・審議について知事から諮問され、今年1月10日にこの検討会議から答申があったものでございます。

検討会議は1年ちょっとで9回開催させていただきました。その間、ここにある2の宮城県の観光の現状と課題、それから3の宮城県の観光振興施策、それから4の新たな財源確保策のあり方、5の財源確保策の制度設計という形で審議をさせていただきました。

結論といたしましては、資料の一番下にございますが、6の終わりにということで、丸の一つ目でございますが、この検討会議では、今後、宮城県における観光関連予算の規模が縮小されれば、観光振興に与える影響が大きいと考えられることから、さらなる観光振興施策に取り組むために、安定的かつ継続的な財源の確保が必要であるという結論に至りました。そのための財源の確保策について、他の自治体の事例も参考にしながら、検討を重ねたところ、一部には慎重な意見もありましたが、新たな財源確保の手段としては、宿泊行為への課税、いわゆる宿泊税でございますが、それが適当であり、法定外目的税の導入を提案ということで答申をいただいたものでございます。

参考資料の3をご覧ください。この検討会議の答申を受けて、県の方で制度設計したものがこちらの参考資料の3でございます。

今県の方で検討している、いわゆる宿泊税としての制度設計の案というものでございますが、納税義務者につきましては、宮城県内に所在するホテル旅館、簡易宿所及び民泊施設に宿泊する者となっております。2の免税点といたしましては1人1泊3,000円未満、これは素泊まり料金でございますが、1泊3,000円未満の宿泊者に対しては課さないこととしております。それから3の税率につきましては今2つの案がございまして、A案が3,000円以上20,000円未満が税率300円、それから2万円以上が税率500円で、B案が3,000円以上が一律税率300円という案でございます。4の徴収方法については特別徴収ということで、特別徴収義務者は宿泊事業者となります。5以降のような形で制度設計を考えておりま

す。今この案をもちまして、下にありますけれども、説明会を開催しているところでございます。

先日1月25日、26日に、県内7圏域におきまして県民への説明会を開催させていただきました。それから今週1月31日の金曜日、ホテルメトロポリタン仙台で、宿泊事業者向けの説明会を予定しております。宮城のよりよい観光について考えるきっかけになればと考えております。説明は以上でございます。

内田会長

ありがとうございました。ただいまご説明ありました内容について、ご質問等ございますでしょうか。

ちょっと私からお聞きしたいのですが、観光宿泊税というのでしょうか、この名称を最初に伺ったときに、何か贅沢に対する税金というか、宿泊したことに対する税金という印象を受けました。内容を伺ったところ、そうではなくて、宿泊を今後さらに振興したり、支援したりするための税金ということが良くわかりました。この宿泊税という名前を変えることは出来ないのでしょうか。例えば、振興支援税というような、むしろ宿泊される皆さんのために使う税金ですとわかるようなことも一つ大事なかなという印象を受けたのですが。

観光課 佐藤課長

ご指摘ありがとうございます。検討会議の中でもそういったご指摘ご意見がございました。観光のために使うんだから、観光振興税とか、観光税とかでもいいんじゃないか、わかりやすいんじゃないかというご指摘をちょうだいいたしました。

ただ、一方で宿泊行為なので必ずしも観光だけではなくて例えばビジネス客とか、あるいは合宿とかのお客様もいるものですから、誤解のないようにということで、全国の事例などを参考に、結論としましては宿泊税の名称を使わせていただいております。

内田会長

そのほか御意見等ありますでしょうか。

それでは、次に報告事項(2)の新・宮城の将来ビジョン骨子案について、事務局からご説明をお願いします。

富県宮城推進室 大森室長

富県宮城推進室の大森と申します。私の方から、(仮称)新・宮城の将来ビジョン骨子案についてご説明をいたします。参考資料の4をご覧ください。

初めに、本資料でございますが、昨年12月に開催されました、宮城県の総合計画審議会において、次期総合計画の骨子案として審議された資料でございます。この骨子案につきましては、県の震災復興・企画部で作成しておりますが、産業振興に関する部分につきまし

ては、前回の産業振興審議会で、委員の皆様からいただいたご意見などを参考に作成しておりますので、今回ご報告をさせていただくものでございます。

A版資料の左側でございます。1の新・宮城の将来ビジョン策定に当たって、をご覧ください。(1)から(3)までにつきましては、前回の審議会でもご説明しておりますが、新たな計画につきましては、現在、3つございます計画を統合いたしまして、2030年度を目標年度といたしました、新・宮城の将来ビジョンを策定するものでございます。

また、(4)の持続可能な開発目標(SDGs)については、SDGsの17のゴールを支援宮城の将来ビジョンの理念や政策に反映することとしております。

資料右側に移りまして3の県政運営の理念と基本姿勢をご覧ください。(1)県政運営の理念として「富県躍進 多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して」としております。この理念は震災復興の完了を目指すとともに、現在の宮城の将来ビジョンの理念を継承しつつ、民の力を最大限に生かすなど、多様な主体の参画によって富県宮城をステージアップさせ、県民の安全・安心や幸福が将来にわたって実現する考え方を反映しているものでございます。また、その下の「持続可能な未来づくりに向け」といたしまして、黄色い部分でございますが、「人づくり」と「地域づくり」、そして「イノベーション」、この3つの横断的な視点を設定させていただいております。それぞれ重要な視点となりますが、特に産業振興に関連する視点といたしましては、三つ目のイノベーションが挙げられると思っております。これはIoTなどを先進的技術の活用だけではなくて、異なる産業分野の融合など、これまでにない新しい視点により、新製品や新しいサービスの創出、そして課題解決に取り組む視点が必要であると考えてこれらの視点を掲げているところでございます。これは視点の土台として先ほど申し上げましたSDGsの考え方を据えて、取り組みの充実を図っていくこととしているところでございます。

続いて、その下の4復興完了に向けたサポートと政策推進の基本方向をご覧ください。新・宮城の将来ビジョンにつきましては県政運営の理念の実現に向け、現行の震災復興計画の取り組みを受け継ぐ、被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートをというものと、現行の宮城の将来ビジョンを再編した4本の柱、 から と掲げられておりますが、こちらの柱のもと取り組みを進めて参るところでございます。

それでは資料を2枚おめくりいただきまして、またA3判の資料がございますのでこちらをご覧ください。

こちらは政策推進の基本方向、宮城の未来をつくる4本の柱のうちですね、産業振興に関する部分についてご説明をさせていただきます。資料左上の政策の基本方向1「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」でございます。こちらにつきましては、人口減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足といった課題、さらにはAI、IoT等先端技術の浸透、こういったことが想定されるわけですが、そのような中、新産業の創出や様々な産業分野でのイノベーションを促進し、付加価値の創出、生産性の向上を目指していくこととしております。そういったことを踏まえて2030年の目指す姿といたしましては、Society5.0社会に

対応した産業構造への転換が進み、新たな製品やサービス等による付加価値の創出、生産性の向上が達成され、県内経済が持続的に成長を続けているという姿を目指して参りたいというふうに考えております。この方を柱に対応する大きな政策という意味では(1)と(2)を掲げていきたいというふうに考えておまして、(1)があらゆる産業全産業で先進的取り組みと、様々な連携によって新しい価値を作るという政策の柱と、もう一つは(2)産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長、成長の基礎を作る、こちらを政策の二つの柱にして参りたいと考えております。それにぶら下がるものとして、いわゆる施策というものが取組の1から5までに掲げられている項目で整理して参りたいというふうに考えております。

取組1につきましては、産学官連携によるものづくり産業等の発展、さらには研究開発拠点等の集積による新技術、新産業の創出というものでございます。二つ目が、宮城が誇る地域資源を最大限活用した観光産業の振興、さらには地域を支える商業サービス業の振興というものでございます。こちらの中で、先ほど委員の方からもご指摘ありました食に関する部分と観光の融合などということ 키워ドとして取り上げさせていただいております。そして取組3として、地域の底力となる農林水産業の国内外への展開というものでございます。続いて取組の4でございますが、時代と地域が求める産業人材の育成、そしてその人材が活躍できる環境の整備というものを掲げております。最後に取組5といたしまして、時代に対応した宮城・東北の価値を高める産業基盤の整備活用という、こちらの5つを施策の項目として今後整理して参りたいなというふうに考えているところでございます。

来年度の11月議会における、総合計画案の議会への上程に向けて、中間案の策定作業に入って参りますので、当審議会におきましても、委員の皆様からご意見をいただく機会を多く設けたいというふうに考えております。いただいた意見を計画案に反映して参りたいというふうに考えているところでございます。以上が新・宮城の将来ビジョン骨子案の説明でございます。よろしくお願いいたします。

内田会長

ただいまご説明いただきましたが、内容についてご質問はございますでしょうか。特にございませんでしたら、本日は、皆様から貴重なご意見をいろいろありがとうございました。本日諮問された二つの計画につきましては、今後、農業部会、水産林業部会で骨子についてご議論をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日の議事及び報告事項を終了させていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

富県宮城推進室 橋本副参事

内田会長どうも、ありがとうございました。

それでは、次第の5その他でございます。事務局からは特に準備をしておりますが、全

体を通して、皆様方からご意見等何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第43回宮城県産業振興審議会を閉会とさせていただきます。なお、次回の全体会並びに部会等につきましては、後日、改めてご連絡をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。